

Ⅲ 令和3年度環境農政局所管公共事業評価の実施結果について

環境農政局では、所管する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の採択や実施、完了から一定の期間が経過した公共事業について、神奈川県環境農政局所管公共事業の再評価実施要領及び事後評価実施要領に基づき、再評価及び事後評価を実施している。

令和3年11月26日付けで神奈川県環境農政局公共事業評価委員会（以下「公共事業評価委員会」という。）から提出された意見を受けて、令和3年度の県の対応方針を決定したので、その概要を報告する。

1 評価の概要

(1) 再評価

次のいずれかの要件に該当する事業を対象に、事業の進捗状況やコスト削減の可能性等の視点から事業継続の可否の評価を行い、事業の継続に当たっては、必要に応じ事業の見直しを行う。また、事業の継続が適当と認められない場合には、事業の休止又は中止をする。

- ア 事業採択後、5年を経過した年度において継続中の国庫補助事業
- イ 事業実施後、5年を経過した年度において継続中の県単独事業
- ウ 再評価実施後、5年を経過した年度において継続中の事業

(2) 事後評価

次のいずれかの要件に該当する事業を対象に、事業完了後の事業の効果及び周辺環境への影響等について評価し、効果が認められた事業の事後評価を終了する。併せて、評価結果を今後実施する事業の計画や、実施中の事業に反映させる。

なお、引き続き効果を検証する必要がある事業については、改めて事後評価を実施する。

- ア 全体事業費が5億円以上で、完了から5年を経過した事業
- イ 過去において再評価を実施した事業で、完了から5年を経過した事業

2 評価の流れ

評価に当たって、県は各評価対象事業の対応方針（案）を作成し、学識経験者等の第三者で構成する公共事業評価委員会に対し意見を求め、その意見を尊重して、県の対応方針を決定するとともに、実施結果を公表する。

3 令和3年度の評価対象事業

令和3年度は、次の事業について評価を実施した。

(1) 再評価

	事業名（箇所名）	県の対応方針（案）
①	海岸保全施設整備事業（小田原漁港海岸）	継続

※1 (1)アに該当

(2) 事後評価

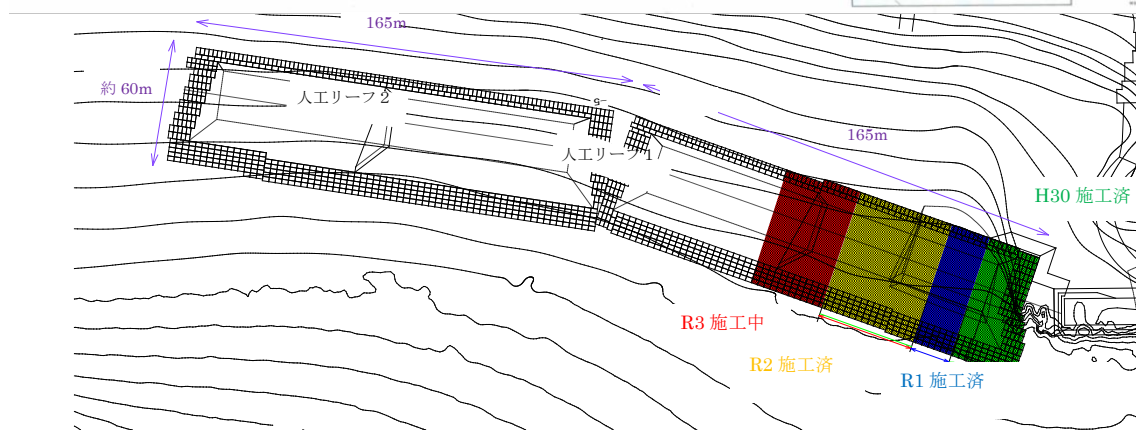
令和3年度評価対象事業なし

4 評価対象事業の概要

<再評価>

① 海岸保全施設整備事業〔小田原漁港海岸（小田原市）〕

位置図



ア 事業目的

高潮による浸水や海岸侵食防止のための人工リーフを整備し、海岸背後にある人命、資産を防護するとともに、砂浜の回復による海浜の安定化を図り、海岸保全機能を増大させる。

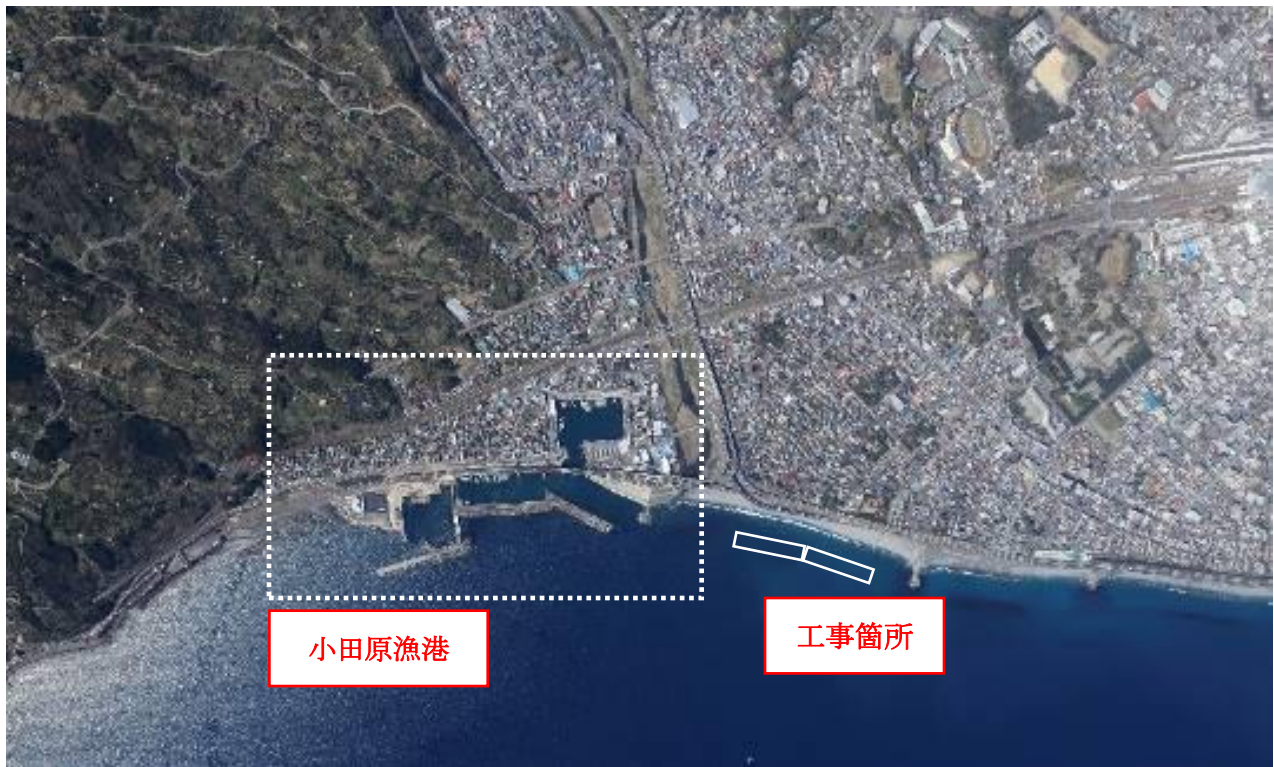
イ 事業箇所 小田原市南町地先

ウ 事業概要 人工リーフ 165m×2基

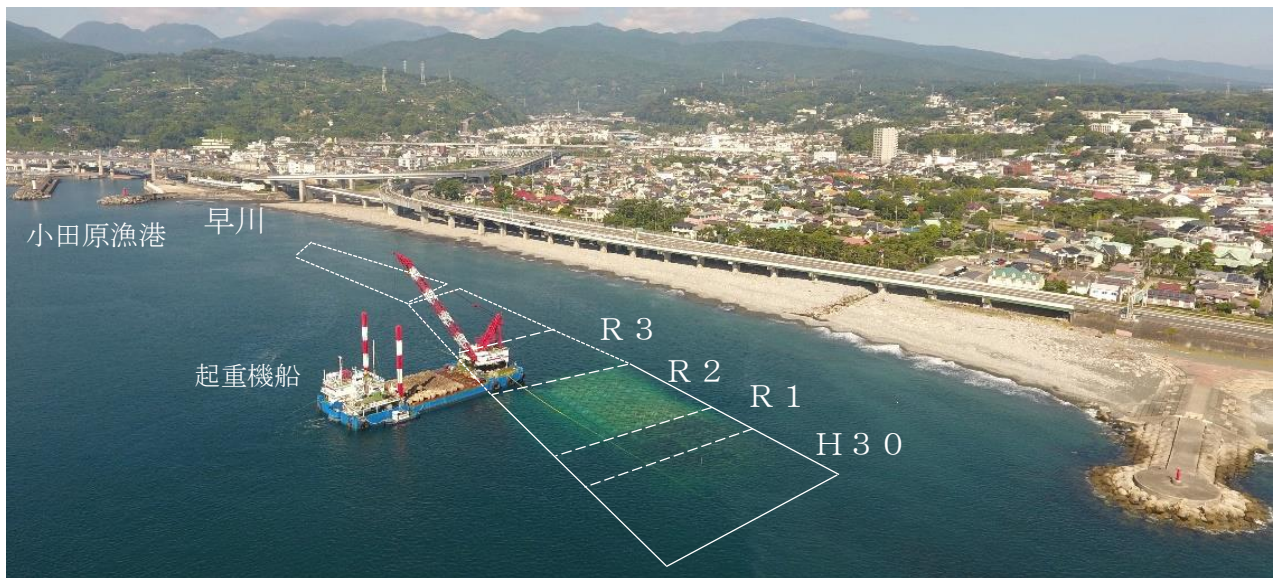
エ 事業期間 平成28年度～令和7年度

○海岸保全施設整備事業（小田原漁港海岸）

①航空写真



② 工事進捗状況



5 公共事業評価委員会の意見等

(1) 意見（主文）

「対象公共事業については、概ね対応方針（案）のとおりとすることを相当とする」

(2) 附帯意見及び県の今後の対応

ア 総論的意見

【附帯意見】

農林水産業は、農林水産物の供給以外にも、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有している。こうした農林水産業の多面的機能の持続的な発揮を図ることは、陸域や海洋の持続可能な利用を掲げるSDGs（持続可能な開発目標）の観点からも、今後ますます重要になる。したがって、環境農政局においては、公共事業を実施するに当たって経費の削減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の効果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、豊かな地域社会の形成に不断に取り組むことを望む。

また、地球温暖化に伴う自然災害の激甚化が強く懸念されることから、公共事業の実施に当たっては、従来の災害想定や工法を適宜見直し、生物多様性に十分配慮しつつ、公共インフラの一層の強靱化に取り組むことを望む。

【附帯意見を受けての県の今後の対応】

公共事業の実施に当たっては、経費の削減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の効果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、豊かな地域社会の形成に不断に取り組む。

また、気候変動による災害の激甚化に対し、従来の工法を適宜見直し、生物多様性に十分配慮しつつ、公共インフラの一層の強靱化に取り組む。

イ 各論的意見

<再評価>

①海岸保全施設整備事業〔小田原漁港海岸（小田原市）〕

【附帯意見】

本事業では新しい工法（ペルメックス16t型被覆ブロック）を採用しているが、地球温暖化による台風の大型化などから従来の想定を超える被害が発生することも懸念されるため、その効果や耐久性については慎重に見極める必要がある。また、原油高による原材料費の高騰や新型コロナウイルス感染症による人手不足の深刻化など公共事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、工事に遅れが生じないように注意する必要がある。

したがって、本事業においても、必要であれば工期中であっても従来の災害想定や工法を適宜見直し、公共インフラの一層の強靱化に取り組むことを望む。

【附帯意見を受けての県の今後の対応】

資材単価の高騰や人手不足など、社会情勢の変化により、工事発注に遅れが生じないように、早期発注に努めるとともに、気候変動に対応するため、必要があれば工法の適宜見直しを行い、公共インフラの強靱化に取り組む。

6 令和3年度の対応方針

公共事業評価委員会から提出された意見を受け、次のとおり県の対応方針を決定した。

(1) 再評価

	事業名（箇所名）	県の対応方針
①	海岸保全施設整備事業（小田原漁港海岸）	継続

(2) 事後評価

令和3年度評価対象事業なし

参考

公共事業評価委員会委員名簿

役職	氏名	職業等	分野名
委員長	小池 治	横浜国立大学名誉教授	地域社会形成に関する分野
副委員長	佐藤 正幸	弁護士	社会情勢に関する分野
委員	竹内 康	東京農業大学 地域環境科学部教授	農林水産業に関する技術的分野（農業・農村）
委員	葉山 久世	かながわ野生動物サポートネットワーク 代表	環境に関する分野
委員	山下 東子	大東文化大学 経済学部教授	農林水産業に関する技術的分野（水産・漁業）
委員	吉岡 拓如	東京大学大学院 農学生命科学研究科准教授	農林水産業に関する技術的分野（森林・林業）

(任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)

評価対象事業位置図

